

随意契約理由書

1. 案件名称
塵芥収集自動車修理(ハイブリッドバッテリー交換)

2. 契約の相手方
三菱ふそうトラック・バス(株)

3. 随意契約理由

三菱ふそうトラック・バス(株)製塵芥収集自動車(なにわ800す3197)のハイブリッドバッテリーの性能が低下しており、車両が使用できない状態に陥っている。ハイブリッドバッテリーは特種部品に指定されており、部品交換後に三菱ふそうトラック・バス(株)専用テスター(MUTⅢ)を使用して車両にバッテリー情報を登録する必要がある。通常の整備工場では専用テスターを保有しておらず、三菱ふそうトラックバス(株)のサービス工場でのみ交換が可能である。

製造者独自の技術により一括責任で設計・製造したもので、構造・整備要領及び部品は製造者のみが熟知しているため、製造業者以外での修理は不可能である。

そうしたことから、本装置の作動状態・耐用寿命並びに性能保証について、一括した責任を持たせることが出来るのは三菱ふそうトラック・バス(株)だけである。

4. 根拠法令
地方自治法施行令 第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署
南部環境事業センター整備担当